

水道料金の漏水（減免）について

三沢市では年間約300件の漏水があります。水道メーター検針時に、いつもより水量が上がっているなど、異常が見受けられる場合は、すぐにお客様にお伝えしておりますので、早急に確認いただき、修理など対応をお願いいたします。

漏水が原因で料金が高くなった場合、「三沢市指定給水装置工事事業者」により修理後、水道料金減免等申込書の提出をしていただくことにより、水道料金の漏水（減免）を受けられる制度があります。

ただし、漏水したすべての水道料金に対し漏水（減免）になるわけではありません。

詳細につきましては、水道課まで問い合わせください。

《 漏水に伴う修理・管理区分 》

- ・ 給水装置（水道メーターを除く）は、建物の所有者等の財産です。
- ・ 給水装置の維持管理は、所有者または使用者の負担となります。

